

屋外広告物(看板)の管理・点検ルールが変わります。

老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が全国的に発生しており、屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。このため、屋外広告物の管理が適正になされるよう安全管理に関する規定について改正を行います。

令和8年10月1日から施行

①屋外広告物の管理について

(1) 管理義務の厳格化

これまで努力義務だった屋外広告物の管理が「義務」となります。許可申請の要・不要にかかわらず、全ての屋外広告物について、落下・倒壊による事故の発生を防ぐため、屋外広告物の所有者等は必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持する必要があります。

(2) 管理義務のある者の追加

屋外広告物を適正に管理していただくため、管理義務のある者に所有者と占有者を追加します。

現 行	改正後
表示者・設置者・管理者	表示者・設置者・管理者・ 所有者・占有者

②除却義務の対象の拡大について

今回の改正で全ての屋外広告物に対して管理義務が課されることに伴い、許可を要しないものを含めた全ての屋外広告物に対し除却義務が課されます。

現 行	改正後
許可を受けている屋外広告物	全ての屋外広告物

令和9年10月1日から施行

③安全点検について

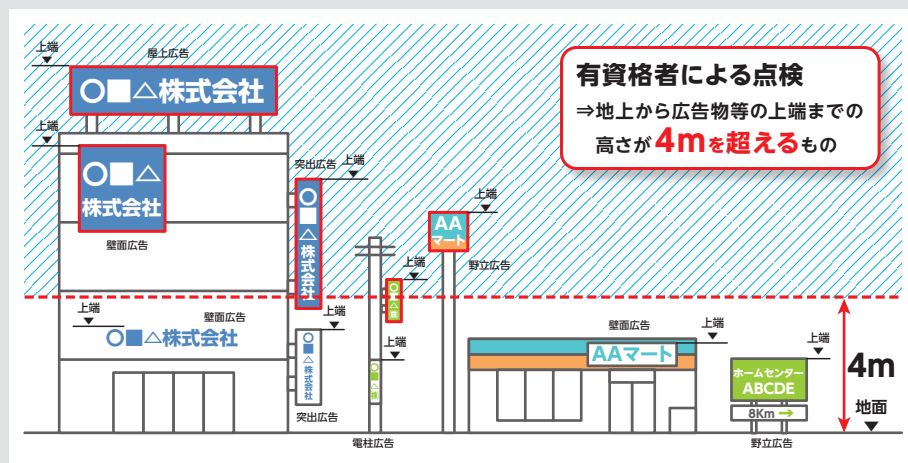
(1) 安全点検義務の規定

はり紙などの簡易な広告物や壁面に描かれた広告物等を除く**全ての屋外広告物**を対象に安全点検が義務となります。

現 行	改正後
更新許可時の屋外広告物	全ての屋外広告物

(2) 有資格者による安全点検の義務化(高所の屋外広告物)

地上から広告物等の上端までの高さが4メートルを超える屋外広告物については、**有資格者**による点検が必要となります。



【資格者の種類】

- 屋外広告士
- 屋外広告物点検技能講習修了者
- 「広告美術仕上げに係る」技能検定合格者1級
- 建築士1・2級

※有資格者による点検が必要な屋外広告物は、屋外広告物許可(更新)申請時に「**点検者の資格を証する書類の写し**」を提出してください。

(「表示又は設置の期間」の開始日又は点検実施日が「令和9年10月1日以降」となる屋外広告物が対象です。)

(3) 点検報告書の提出の規定

屋外広告物の許可申請(既存の建築物や工作物に新たに許可を要することとなった広告物を設置する場合)及び更新許可申請の際に、申請前2ヵ月以内に実施した点検にかかる報告書の提出が必要です。

また、より詳細な点検内容とするため点検報告書の様式を変更します。

※許可を受ける対象でない場合は報告書の提出は不要ですが、定期的に点検を実施し安全管理をしてください。

【有資格者が見つからない場合の相談窓口】 岐阜県広告美術業協同組合 TEL 058-245-4472